

区制度について考える

区政だより

平成29年
10/5
NO.2

～今後の住民自治、行政サービスのあり方についてみんなで考えよう～

「区政だより」について

浜松市では、今後の住民自治、行政サービスのあり方などについて、市議会での議論などにより検討を進めています。「区政だより」は、その検討状況を皆様にお知らせするものです。

編集・発行
浜松市
企画調整部
企画課



なぜ、検討が必要なの？今までのやり方ではダメなの？

浜松市が政令指定都市に移行して10年が経過しました。今後、浜松市政が健全で持続可能なものであるために、今までの住民自治と行政サービスのあり方を見直し、今後どのようにしていけば維持・強化することができるかについて、検討を進める必要があります。



浜松市

今後対応しなければならない 社会環境の変化

- ◆急速な人口減少、超高齢化
- ◆社会保障費の拡大や道路・公共施設などの維持・更新費用の増加
- ◆民間活力の導入などによる行政サービス担い手の変化
- ◆ICTの急速な進展、独り暮らし世帯の増加など

今後の住民自治、行政サービスのあり方の 検討に当たっての5つの視点

- 住民自治と市民協働の推進
- 現在のサービス提供体制（業務体制）に捉われないゼロベースの見直し
- 持続可能な仕組みづくり — 市民満足と事務効率の均衡 —
- 将来の拠点ネットワーク型都市構造を視野に入れ、地域特性に配慮
- 社会環境の変化に合わせ、ICTなどを積極的に活用



具体的には、どんなことを検討しているの？

これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証を踏まえ、新たな行政区、行政サービス提供体制(案)の作成を進めています。
今後、この案について、市民の皆様にご説明し、ご意見を伺ってまいります。



浜松市

【検討の経過と今後の予定】

年 月	内 容
平成28年3月	「区制度検討に係る工程表」の策定
平成28年4月～6月	これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括
平成28年7月～	新たな行政区、行政サービス提供体制(案)の作成
平成29年10月～	新たな案に対するご説明・意見聴取
平成30年度末	行政区再編の有無の決定

これまでの検討資料は市公式ホームページに掲載しています。

市HP ▶ 区制度の検討について

検索

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/kuseido/index.html>



新たな行政区、行政サービス提供体制(案)の作成に当たり、合併・政令市の検証を踏まえながら、住民自治、行政サービスに対する基本的な考え方を整理し、今後の住民自治のあり方や最適な組織などについて検討を進めてきました。

ここでは、「最適な行政サービスの提供」と「今後の住民自治、地域コミュニティのあり方」について、案の一部をご紹介します。

1 最適な行政サービスの提供

市民の皆様が身近な場所で行政サービスを利用できるよう、以下の点に留意しながら、市役所の組織を見直す必要があります。

- 市民の皆様の利便性に配慮し、身近なサービスは維持向上を図ります。
- 利用頻度が非常に少ない業務などは集約し、効率化を図ります。
- 専門知識を有する職員はなるべく集約し、柔軟な職員配置による機動力の向上を図ります。
- 迅速な意思決定を行うことができる現在の部課制を維持しながら、簡素で効率的な組織体制を構築します。
- 地理的要因に配慮した組織体制とします。

業務の拠点数・役割分担について

◆本庁:行政経営の中核機関



拠点数

1 か所

役割

- ・国、県との協議、調整などの対外的折衝
- ・全市的な政策、施策の企画立案
- ・行政経営に関する管理業務 など



◆事業所*:専門知識を有する職員の業務拠点



拠点数

1 か所以上、
現行以下

役割

- ・全市で統一された現場対応が必要な事業の実施



*事業所:現在は、清掃・環境事業所、土木整備事務所、児童相談所などを設置。(区役所の庁舎内などに設置されている事業所もあります)
※福祉分野については、区役所から事業所への組織変更を想定していますが、現在の区役所体制と同様のサービスを提供できるよう配慮します。

◆区役所:市民に身近なサービスの提供拠点



拠点数

2 か所以上

役割

- ・市民に身近なサービスの提供
- ・行政情報の発信と市民意見の集約
- ・市民との協働による地域づくりの推進 など



※防災業務については、提供場所や拠点数に配慮し、機能維持を図ります。

◆区出先機関

区役所機能を効果的に補完する行政サービス提供体制の最前線として、各出先機関の役割に応じた名称変更や取扱業務の整理を検討しています。

ポイント①

協働センター(旧町村役場)の名称を、(仮称)行政センターに変更します。

※引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センターに加え、現在の区役所(新たな体制で区役所とならない場合)が行政センターに変更になる場合があります。

(仮称)行政センターでは、以下の業務を取り扱います。

●窓口サービス
(証明書発行・届出など)



●地域づくり



●生涯学習



●地域の固有事業
(防災、農林道の簡易な維持管理など)



ポイント②

協働センター(旧公民館)と市民サービスセンターで取り扱う業務は次のとおりです。

協働センター(旧公民館)

●地域づくり



●生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

場所 東部・蒲・神久呂・南陽・三方原・北浜南部・二俣など

市民サービスセンター

●窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。

なお、市民サービスセンターは協働センター(旧公民館)に併設のものと単独のものがあります。

場所 単独は北部・可美・新都田・赤佐・鹿島など
大半は協働センター(旧公民館)に併設されています。

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

※天竜区内に8か所配置されているふれあいセンターは、原則として現行の機能を継続します。



なぜ、(仮称)行政センターに名称を変更する必要があるの？

現在は、「協働センター」という同じ名称でも「第1種(旧町村役場)」と「第2種(旧公民館)」では取扱可能な手続きなどが異なるため、市民の皆様が混乱されるケースがあります。
サービスを受けられる場所がすぐに分かるよう、同一名称・同一業務とするため、名称を変更します。



浜松市

2 今後の住民自治、地域コミュニティのあり方

担い手不足が深刻化する地域コミュニティに対する支援や、住民意見を市政へ反映する仕組みづくりが必要です。

理想の地域コミュニティ

地域コミュニティは、地域住民により自発的に形成され、地域住民によって健全に運営されるものであり、地域課題を解決するための活動が日々行われている姿が理想です。

地域コミュニティに対する支援

人口減少の進行に伴い、地域コミュニティの役割が重要になるため、コミュニティの状況に応じ、必要な支援を行っていく必要があります。住民に最も身近な地域コミュニティ支援の拠点施設である協働センター機能の維持・向上を図り、コミュニティ担当職員が地域事情に応じた支援を行います。

住民意見を市政へ反映する仕組み

地域における市民協働を推進するため、行政区再編を実施した場合においても、区単位で設置される区協議会を継続設置し、住民意見を行政運営に反映します。

また、任意の(仮称)地域委員会を設置し、自治会を中心とした住民が市政に参画する機会を拡大します。



平成29年2月24日に開催された行財政改革・大都市制度調査特別委員会にて、行政区再編を検討するためのたたき台として、現行の7区から2区・3区とする区割り案を提示しましたが、再編の有無、区の数、区割りは決まったものではありません。

関連資料は、市公式ホームページに掲載しています。 **市HP** ▶ **区 検討の経緯** **検索**
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/documents/170224.pdf>



ご意見をお寄せください!!



住民自治、行政サービスなどに関するご意見について、下記お問い合わせ先までお寄せください。ご意見は、今後の行政区制度を検討する上で、参考とさせていただきます。

お問い合わせ先 浜松市企画調整部企画課 所在地：〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館5階
 Tel：053-457-2241 Fax：050-3730-1867
 E-mail：kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp